

# 社会福祉法人大村福祉会介護福祉士・保育士養成奨学金貸与規程

令和5年1月10日

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大村福祉会（以下「当法人」という。）が高齢者福祉や児童福祉を志す全ての高校生、専門学校生、短期大学生等が、経済的理由により目的の達成に支障をきたすことなく、意欲的に学業に専念できるよう経済的に支援することを目的とする。

あわせて、当法人の介護サービス及び保育内容の質の向上を図るため、当法人の経営する施設に就職する介護福祉士及び保育士の確保を目的として、介護福祉士・保育士養成奨学金（以下「養成奨学金」という。）制度を設け、その貸与等に関し、必要な事項を定めたものである。

## (名称)

第2条 本奨学金の名称は、「社会福祉法人大村福祉会介護福祉士・保育士養成奨学金」とする。

## (奨学金の種類)

第3条 奨学金は、次の2種類とする。

- (1) 介護福祉士養成奨学金
- (2) 保育士養成奨学金

## (貸与の対象)

第4条 養成奨学金の貸与を受けることのできる者(以下「養成奨学生」という。)は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 長崎県内の全ての高等学校、専門学校、短期大学等に入学見込みの者及び在学する者（なお、県外の者については、審査会において別途検討する）
- (2) 介護福祉士、保育士の資格取得を目指す者
- (3) 卒業後直ちに（原則として4月1日から）当法人の介護福祉士（卒業後資格取得する者を含む）・保育士として勤務する意志のある者。

ただし、高校から短大等へ進学したうえで、当法人への勤務を希望する者は、審

査会において別途検討する。

(養成奨学金の貸与期間)

第5条 養成奨学金の貸与期間は、各在校学期間のなかで、本人が希望する期間とする。

(貸与額及び返還の免除と必要勤務年数)

第6条 養成奨学金の貸与額は、基本月額1万円から5万円の金額のなかから本人が選択・希望する額とする。

養成奨学金の総支給額は、卒業後当法人に必要な年数勤務することによって償還を免除する。

必要勤務年数は、総支給額に応じて3年から7年の範囲を基本とする。ただし、貸与額が基本を超える場合の必要勤務年数については、別途協議する。

(養成奨学生の募集)

第7条 養成奨学生の募集については、毎年募集要項を作成し、各学校へ通知するとともに、泉の里のホームページに掲載する。

なお受付は、随時行うものとする。

(申請)

第8条 養成奨学金の申請は、入学見込の者及び在学学生が行うこととし、在学学生は年度途中であっても申請できるものとする。

なお申請にあたっては、次の各号に掲げる書類を当法人に提出しなければならない。

- (1) 申請書(様式第1号)
- (2) 履歴書(様式は任意)
- (3) 在学証明書又は卒業証明書
- (4) 住民票(個人番号の記載がないものに限る。)
- (5) 振込口座届(様式第4号)
- (6) 作文(課題については、毎年度別途定めることとする)

(養成奨学生の審査と承認及び契約)

第9条 養成奨学生の選考については、審査会において決定する。

決定に際しては、動機、意欲、仕事に対する適正等を勘案する。

当法人は、養成奨学生を決定したときは、奨学金貸与決定通知書（様式第2号）により本人及び所属の学校に通知する。

養成奨学生は奨学金貸与決定通知書を受領した後、速やかに（原則15日以内）当法人に養成奨学生誓約書（様式第3号）を提出しなければならない。

養成奨学生と当法人は、養成奨学金決定後速やかに（原則15日以内）、養成奨学金貸借契約書（様式第5号）を締結しなければならない。

#### （養成奨学金の支払い）

第10条 養成奨学金の支払いは、次のとおりとする。

毎月25日（当日が土曜・日曜・祝日に当たる場合はその前日）に、指定された口座に振り込むものとする。

#### （養成奨学生の届出）

第11条 養成奨学生は、次の各号に該当する事由が生じた場合は、当法人に対し遅滞なくその旨を書面により届け出なければならない。

- （1）退学又は転学するとき
- （2）停学、訓告などの処分を受けたとき
- （3）休学または長期にわたって欠席するとき
- （4）復学するとき
- （5）奨学生または保護者の住所、氏名、電話番号などを変更したとき

#### （学業成績・卒業等の報告）

第12条 養成奨学生は、毎年度終了後15日以内に、学業成績表及び在学証明書を当法人に持参・提出し、あわせて自身の近況を報告することとともに、卒業または修了後は、遅滞なく当法人に卒業証書等の写しを届け出るものとする。

また、年2回（夏・冬）に養成奨学生全員を対象に、近況を報告するため、懇談会を開催する。

#### （養成奨学金の貸与の停止）

第13条 当法人は、養成奨学生が疾病やケガなどやむを得ない理由を除き、1週間以上欠席または休学した場合は、本人及び学校の意見を聴取したうえ、一定期間、養成奨学金の貸与を停止することができる。

(養成奨学金の貸与の打ち切り)

第14条 当法人は、次の各号に該当した場合は、養成奨学金の貸与を打ち切ることとする。

- (1) 退学したとき
- (2) 停学、訓告などの処分を受けたとき
- (3) 学業成績が著しく不良になったとき
- (4) 養成奨学金の貸与を辞退したとき
- (5) 養成奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき
- (6) その他

(養成奨学金の貸与の復活)

第15条 当法人は、第13条の規定により養成奨学金の貸与を停止された養成奨学生について、その事由が解消し、貸与を復活させる場合には、本人と再度協議し決定する。

(養成奨学金の返還)

第16条 奨学生は、次の各号に該当する事由が生じたときは、速やかに（1か月以内）貸与した養成奨学金の全額を返還しなければならない。

- (1) 第14条による貸与の打ち切りがなされたとき
- (2) 第15条の貸与の復活ができなかったとき
- (3) 故意または重大な過失により、第11条の届出、第12条の報告を行わなかったとき
- (4) 第6条による償還免除必要勤務年数前に、当法人における介護職員及び保育士として業務に従事しなくなったとき
- (5) 卒業後2年以内に介護福祉士の資格を取得できなかったとき。ただし、正当な理由がある場合にはこの限りではない。

附則

1. この規程は、令和5年3月1日から施行する。